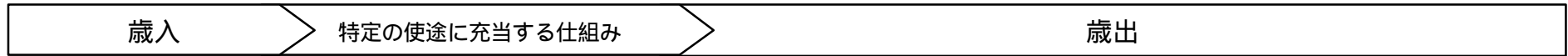
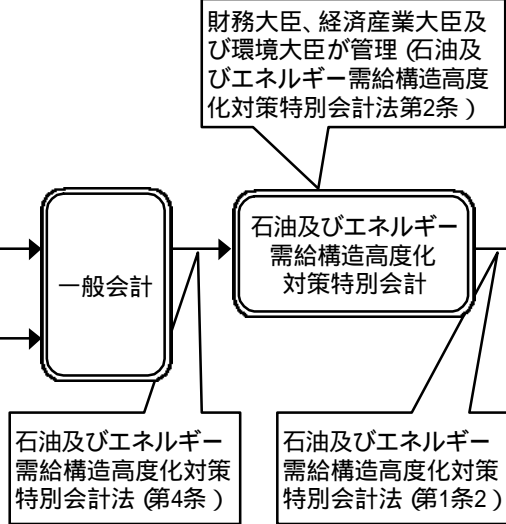


1.石油石炭税が特定の用途に充当されるまでの流れ



根拠法	石油石炭税法
分類	国税(普通税)
課税対象	原油、輸入石油製品、天然ガス、石炭等
納税義務者	保税地域からの引取採取者
税収	4500億円(H15予算)

剰余金収入等 1,820億円



石油及びエネルギー需給構造高度化対策

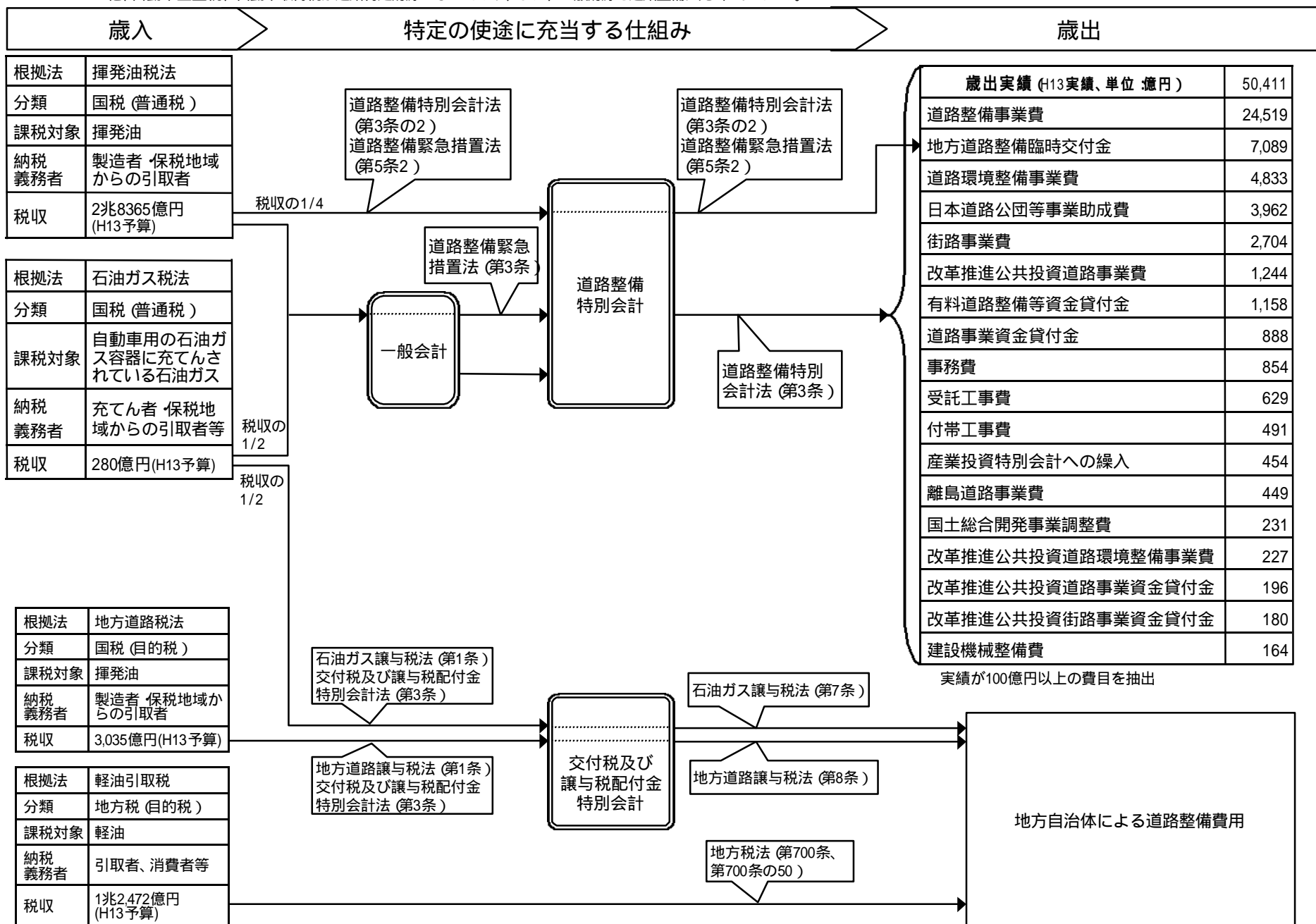
1. 石油備蓄の増強のために行う措置
2. 石油等の資源の開発、生産・流通の合理化、石油代替エネルギーの開発・利用、省エネの促進、内外におけるエネルギー起源CO2の排出抑制等のためにとられる財政上の措置で次に掲げるもの
 - イ 石油公団に対する出資
 - ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法等に基づいて行う補助(交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む)
 - ハ 石油公団法に基づき行う事業に係る補助
 - ニ 備蓄法に基づき日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は石油公団に対する補助
 - ホ 石油貯蔵施設の設置の円滑化のために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助
 - ヘ 石油の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助
 - ト NEDOに対する出資(石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務並びに省エネ・リサイクル支援法に基づく業務に限る)又は交付金の交付
 - チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づき行う事業に係る補助
 - リ 石油代替エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るための調査に係る補助
 - ヌ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る補助
 - ル 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づき日本政策投資銀行に対する貸付け

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条2の改正案より作成

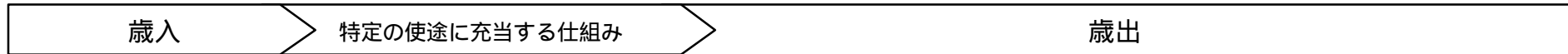
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 (H15予算、単位:億円)		6,231
石油対策		3,903
産油・産ガス国協力		156
開発		523
石油公団出資金		(20)
石油開発技術研究開発		(195)
メタンハイドレート開発の推進		(100)
産業体制整備等		531
石油精製合理化対策		(191)
石油流通構造改善対策の推進等		(227)
LPG産業対策		(65)
効果的・効率的な備蓄の推進		2,633
その他		60
エネルギー需給構造高度化対策		2,328
エネルギー起源CO2排出抑制対策(経済産業省分)		25
エネルギー起源CO2排出抑制対策(環境省分)		60
天然ガスの利用の促進		106
新エネルギー対策		772
新エネルギー導入自治体・事業者等支援		(168)
燃料電池の技術開発等		(234)
太陽光・太陽熱利用の導入促進等		(82)
バイオマスエネルギーの技術開発等		(56)
省エネルギー対策		1,223
省エネルギー導入事業者支援		(123)
省エネルギー戦略的技術開発		(51)
石炭の環境負荷低減利用等		122
その他		19

2.揮発油税、石油ガス税、地方道路税、軽油引取税が特定の用途に充当されるまでの流れ

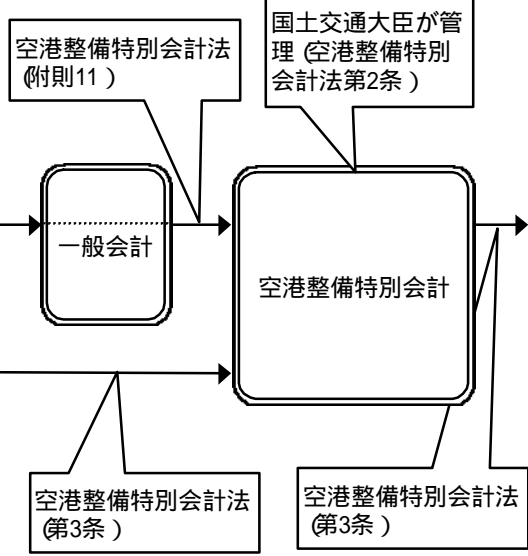
この他、自動車重量税、自動車取得税が道路特定財源となっており、また、一般財源も道路整備に充当されている。



3. 航空機燃料税が特定の用途に充当されるまでの流れ



根拠法	航空機燃料税法
分類	国税(普通税)
課税対象	航空機燃料
納税義務者	航空機の所有者
税収	1064億円(H13予算)



空港使用料収入、地方公共団体工事費負担金、借入金、償還金収入、受託工事納付金収入等

1. 空港整備事業に要する費用
2. 関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用(これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。)
3. 航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用
4. 飛行検査業務等に要する費用
5. 受託業務に要する費用
6. 地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用
7. 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、
8. 第九条第一項の規定による一時借入金の利子
9. 第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費

空港整備特別会計法第3条の条文より作成

歳出実績 (H13実績、単位: 億円)	
空港等維持運営費	1,479
国債整理基金特別会計へ繰入	1,055
空港整備事業費	912
関西国際空港等整備事業資金貸付金	551
新東京国際空港公団等出資	381
航空路整備事業費	275
改革推進公共投資空港整備事業資金貸付金	200
北海道空港整備事業費	146
沖縄空港整備事業費	104
離島空港整備事業費	89
空港等整備事業工事諸費	29
受託工事費	22
離島航空事業助成費	13
独立行政法人電子航法研究所運営費	11
改革推進公共投資空港整備事業費	9
改革推進公共投資航空路整備事業費	4
独立行政法人航空大学校運営費	1
航空機騒音対策事業資金貸付金	1

4. 電源開発促進税が特定の用途に充当されるまでの流れ

